



御社の組織活力・生産性 UP を促進する

# あおば新聞

編集長：三芳 大介 局長：田島 智 社主：阿久津 渉

2018年10月

今号では、働き方改革の中で特に高い関心を集める『時間外労働の上限規制』についてあらためてとりあげました。『36協定の押さえておきたい基礎』もあわせてご確認ください！

## ★働き方改革で規制される時間外労働の上限★

これまでの日本の労働時間規制の枠組みでは、36協定によって「原則月45時間、年360時間まで」の時間外労働が認められ、さらに「特別条項付き協定」を追加することにより、実質時間外労働時間には上限がないというものでした。

働き方改革関連法の成立により、原則（月45時間、年間360時間）に変更はないものの、特別条項付き協定において年間720時間までの上限が設けられることとなります。

繁忙期はこの720時間の枠内で、月45時間を超えることができるのは年間で6ヶ月までとなります。

| 現在                     | 改正後   | いつから                        |
|------------------------|---|-----------------------------|
| 36協定に特別条項を定めることで実質上限なし | 原則：月45時間、年360時間<br>特別条項付：年720時間以内<br>*45時間を超えることができるのは6ヶ月まで | 大企業：2019年4月<br>中小企業：2020年4月 |

### 【安全衛生上の観点での時間外労働制限】

単月100時間未満、複数月(2~6ヶ月)で平均80時間以内の基準（法定休日労働を含む）もあわせて設けられました。

いくつかの基準があり、わかりづらい部分もあるかと思いますが、ご不明な点等ありましたら、お気軽にあおば事務所までお問い合わせください。

## ★36協定の押さえておきたい基礎★

36協定（さぶろくきょうてい）とは…正式には「**時間外・休日労働に関する協定届**」といい、「労働者に法定時間を超えて働かせる場合(残業)、または法定休日に労働させる場合は、あらかじめ労働組合または、労働者の代表と協定を結ばなくてはならない。」という法律に基づいて結んだ協定のことです。労働基準法36条に規定されているため、「36協定(サブプロク協定)」と呼ばれています。

### 【ポイント① 労働者代表の選出条件】

- ・監督/管理の地位にある者でないこと（課長等、一般的な名称とは異なります。詳細は問い合わせください）
- ・事業場の過半数の労働者が、その候補者を支持していると認められる**民主的な手続**がとられていること  
(例：労働者の投票、挙手等)

### 【ポイント② 労働者代表の選出方法】

以下のように会社が代表者を指名したり、会社が選定した候補者の中から、選任を求めるなどの関与をした場合は、**36協定そのものが無効となる場合もあります。(近年、労働基準監督署が力を入れて調査している箇所です)**

- ・労働者を代表するものを使用者が一方的に指名している場合
- ・親睦会の代表者が自動的に労働者代表となっている場合
- ・一定の役職者が自動的に労働者代表となることとされている場合
- ・一定の範囲の役職者が互選により労働者代表を選出することとしている場合

### 【ポイント③ 届出の効力】

届出をすることがポイント④の罰則を免れる要件です。**労働基準監督署が受理した日以後**にしか、効力が認められないことに注意が必要です。

### 【ポイント④ 罰則規定】

「36協定」を結ばず、労働基準監督署に届け出ることを怠り、従業員に対して時間外労働をさせた場合は、労働基準法違反として「6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金」が科せられる事になっています。(労働基準法第119条)

## ～お知らせ～

### <社会保険加入の顧問先様>

社会保険の随時改定（いわゆる月変）…基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与（手当等）に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。

### <36協定届を労働基準監督署に未提出の顧問先様> \*36協定届の正式名称＝「時間外労働/休日労働に関する協定届」

書類の捺印・カレンダー依頼を何度かご連絡させていただいていますが、未だご返送いただいていない顧問先様がいらっしゃるようです。あらためてご確認ください。

### <あおば新聞で貴社を紹介することができます>

貴社の業務をあおば新聞内で無料で紹介することができます。スペースは限られてしまいますが、詳細はご相談させていただければと思います。



**組織活力をUPできる各種セミナーもご用意しています。詳細はお問い合わせください。**

【近日開催のセミナー】人材採用の為に超面接術（1dayバージョン）

平成30年10月20日（土） 午前10時～午後6時頃 会場：あおば事務所内研修室 費用28,000円（お一人・昼食込）



社会保険労務士法人

あおば労務経営事務所

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾6-6-1

TEL：048-592-0475 FAX：048-592-0590

e-mail：mado@aobaroumuoffice.com